

岩手県告示第311号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
一関市	当該市町村で定める場所	令和8年6月29日（午後）から同年7月3日（午前）まで及び同月6日（午後）から同月10日（午前）まで
住田町	”	令和8年7月27日及び同月28日
金ヶ崎町	”	令和8年7月29日
平泉町	”	令和8年7月30日
陸前高田市	”	令和8年8月3日（午後）から同月7日（午前）まで
奥州市	”	令和8年8月24日から同月28日まで、同年9月1日から同月4日（午前）まで、同月7日及び同月8日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター